

前橋市監査委員公表第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により、市民部の定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 4 年 1 月 1 9 日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

内 監
令和4年1月19日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 横 山 勝 彦 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和２年前橋市監査委員告示第１号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

市民部

生活課、市民課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所

3 監査期間

令和３年１１月２５日から令和４年１月１８日まで

4 監査対象

令和３年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和２年度も対象としました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 生活課（要望事項１件）

ア 補助金等交付事務について（要望事項）

地域対策事業補助金について、主に自治会が管理している神社等敷地内の樹木の伐採や、石碑の固定による地域住民の安全な敷地利用のためとして補助金を交付しているものがあつた。生活課においては、提出された交付申請

書等を審査する中で、神社等の関係から政教分離の原則に抵触しないと判断し、補助金を交付していたものである。

こうした補助金の申請は、日頃から慎重に審査し、対応しているとのことであるが、同補助金交付申請書を受け付ける市民サービスセンター等のほか、同様の補助金を交付している大胡、宮城、粕川及び富士見の各支所でも、統一的な見解のもとで事務処理を行えるよう、部の主管課である同課から改めて補助金審査の対応について周知されたい。

(2) 市民課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 見積合わせについて

斎場一般廃棄物処理（収集運搬）委託業務において、役務等業務に係る契約事務取扱要領第 5 条第 1 号では、予定価格が 10 万円を超え 50 万円までのときは 2 者以上選定するものと規定しているが、特別な事情もなく 1 者による見積合わせを実施していた。

契約規則第 17 条第 1 項、役務等業務に係る契約事務取扱要領にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 指名業者の選定について

斎場自家用電気工作物保安管理業務の長期継続契約において、役務等業務に係る契約事務取扱要領第 5 条第 3 号では、予定価格が 100 万円を超え 500 万円未満のとき指名競争入札に参加させようとする者を 4 者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を 3 者として入札を実施していた。

役務等業務に係る契約事務取扱要領、長期継続契約に係る契約事務運用指針にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ウ) 少額工事の発注手続について

斎場火葬棟制御室 エアコン室内機修繕において、令和 3 年 9 月 1 日付けで起案した少額工事（施設修繕）の施工及び契約についての伺書に、見積合わせを同月 6 日に実施するとした見積合わせ通知書が添付されていた。しかし、同伺書には起案日と同日付けの少額工事（施設修繕）見積書や、見積合わせ前の同月 3 日付けの支出負担行為状況書が添付されており、見積合わせが通知した日に適切に行われたことが確認できなかった。

少額工事事務処理要領第 10 条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 大胡支所（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

大胡支所電話設備障害対応修繕ほか 3 工事の見積合わせ通知書において、少額工事事務処理要領第 10 条第 1 項第 5 号で規定する様式で通知せず、予定価格の事前公表を行う工事等に使用する様式で予定価格を記載し通知していた。

少額工事事務処理要領第 10 条にのっとり適正な発注手続を行うよう改善されたい。

(4) 宮城支所（指摘事項 2 件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

(ア) 補助金の交付申請について

令和２年度宮城地区参道松並木整備事業補助金において、交付申請書に記載した事業の実施予定期間の始期より後に、交付申請書の提出を受けて交付決定し、概算払を行っていた。

補助金等交付規則第５条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 補助金の審査について

令和２年度宮城地区栗の献穀事業補助金において、補助金交付要項では、交付申請時及び実績報告時に提出する書類に市補助金の充当先を明示するように規定しているが、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支決算書に、補助金の充当先が明記されておらず、補助事業の執行について、適正に審査し補助金額を確定しているとは言い難い状況であった。また、令和３年度の交付申請時の収支予算書も補助金の充当先が明記されておらず、適正に審査し補助金交付決定をしているとは言い難い状況であった。

補助金等交付規則第５条、第１０条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約書の記載事項について

宮城支所自家用電気工作物の保安全管理業務の契約書において、契約規則第５３条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 少額工事の発注手続について

宮城支所太陽光発電設備修繕において、令和３年６月１８日付けで少額工事（施設修繕）の施工及び契約についての伺書を起案しているが、工事内訳には同年５月１２日に実施した仮復旧修繕工事の費用も含まれており、修繕工事の一部が契約締結前に行われていた。

また、少額工事（施設修繕）見積合わせ通知書を送付せず、少額工事見積書については少額工事（施設修繕）の施工及び契約についての伺書の決裁前に徴していた。

少額工事事務処理要領第１０条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい

(5) 粕川支所（指摘事項２件、要望事項１件）

ア 契約事務について（指摘事項）

粕川支所自動ドア保守点検業務において、指名競争入札を行っているが、予定価格の範囲内の入札がなく、また、再度の入札を実施できなかったにもかかわらず、入札執行要領に基づかない、１者による見積合わせを直後に執行していた。

地方自治法第２３４条第２項、地方自治法施行令第１６７条の２第１項、入札執行要領第１６条第２項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

粕川支所２階において、居室の床面積合計が 400 ㎡を超えることから、建

建築基準法施行令第121条第1項第6号ロ及び第2項により、2階から地上に通ずる2以上の直通階段を設けて、その階段に通ずる廊下を2方向の避難経路として確保していたが、廊下の一部を会議室と一体利用することが常態化され、片方の避難経路が失われていた。また、一体利用している会議室への扉が施錠され、避難経路を塞いでいた。

群馬県建築基準法例規・事例集には、「廊下－居室という避難経路は適当とはいえない」とあることから、通常時は避難経路である廊下と会議室を一体利用しないよう利用形態を改めるとともに、廊下に設置した扉は施錠せず常時開放可能な状態とし、適切な避難経路を確保するよう改善されたい。

ウ 避難経路上の両開きドアの開き方向について（要望事項）

粕川支所2階において、避難経路となる廊下に設置している両開きドアが避難方向と反対の方向に開く構造となっており、災害時の避難を妨げるおそれがあった。

災害時に多くの人々が速やかに避難するために、両開きドアは避難方向に開放する構造となるよう検討されたい。

(6) 富士見支所（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

地域振興課が所管する普通財産である富士見町原之郷654番2の所在土地は、現在ショッピングモールの駐車場の一部として使用されているが、普通財産の貸付手続を行っていなかった。

財務規則第199条にのっとり、適正な貸付事務を行うよう改善されたい。